

景観

第5回「まきのはら景観写真」景観賞が決定  
 市内の優れた景観をみんなで共有しよう  
 問い合わせ 都市計画課 大石 ☎(53) 2633

市内には、全国に誇る牧之原大茶園や美しい海岸線、さらには、世界文化遺産に登録された富士山の眺望など、後世に残すべき優れた景観が豊富にあります。

「まきのはら景観写真」景観賞  
 多くの皆さんに、市内にある豊かな景観を知ってもらおうと、昨年8月から11月までの間、第5回目となる「まきのはら景観写真」を募集しました。  
 合計68点の作品が集まり、審査



景観賞に選ばれた写真「力走」

の結果、最高賞である景観賞1点、準景観賞3点、特別賞1点が決まりました。  
 全ての応募作品が展示される景観写真展を、3月8日から14日までの期間、市役所榑原庁舎2階市民ラウンジで行います。この機会に市内の素晴らしい景観写真をご覧ください。

第5回「まきのはら景観写真」審査結果

- 景観賞「力走」望月正晴さん（静岡市清水区）
- 準景観賞「夜桜」谷澤喜保子さん（細江区）  
 「母さん一杯ヤッカ」山下勝さん（牧之原区）  
 「初夏の港」杉本昌弘さん（藤枝市時ヶ谷）
- 特別賞「チビッコ頑張り」望月美智子さん（静岡市清水区）

景観写真展

- 日時 平成28年3月8日（日）～3月14日（日）  
 午前8時30分～午後5時
- 会場 榑原庁舎2階市民ラウンジ  
 \*1月31日（日）から2月7日（日）には、い〜らロビーで開催しました。

議会

12月2日から12月22日までの会期  
 市議会12月定例会の主な内容をお知らせします  
 問い合わせ 総務課 龍井 ☎(23) 0050

一般会計補正予算（第4号）

27年度第4回目の補正で、2億4889万8千円を増額し、補正後の総額を203億6612万5千円としました。歳出では、児童・生徒の安全確保のための細江小学校体育館および相良中学校校格技場の吊り天井撤去工事費などについて、予算措置を行いました。

教育委員会委員の任命について

教育委員会の新しい委員として、寺井ゆみさんが任命されました。任期は、平成27年12月9日から4力年となります。



寺井ゆみ（波津区）

牧之原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について

マイナンバー制度の開始に当たり、個人番号の利用や特定個人情報の提供に関して、適正な取り扱いを確保するために必要な事項を定めることを目的に、条例を制定

しました。

指定管理者の指定について（牧之原市社会体育施設・牧之原市さがら子生れ温泉会館）

市社会体育施設および市さがら子生れ温泉会館の管理運営を行う事業者の指定について、次のとおり可決されました。

- ▼市社会体育施設 NPO法人牧之原市体育協会（会長 本目武彦。波津572番地）
  - ▼市さがら子生れ温泉会館 株式会社高柳製茶（代表取締役社長 高柳敬将。勝田2310番地4）
- 指定の期間 両施設ともに、平成28年4月1日から平成38年3月31日まで

この他、水道事業会計補正予算（第1号）、静岡県市町総合事務組合規約及び榑原総合病院組合規約の一部を変更する規約について、市国民健康保険条例の一部を改正する条例、市税条例等の一部を改正する条例、市介護保険条例の一部を改正する条例、市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例の制定について、新市建設計画の変更について、市営土地改良事業（男神地区）の施行についてが、可決されました。

制度

マイナンバーQ&A

問い合わせ

管理情報課 萩原 ☎(23) 0055  
 市民課 大井 ☎(23) 0021

Q個人番号カードの申請方法は？

A4つの申請方法があります。  
 ①通知カードに付いていた申請書を郵送し必要事項を記入し、顔写真を貼り付けのうえ、返信用封筒で申請。市役所窓口でも手書きの申請書の配付ができます。氏名や住所などの変更があった人は、手書き申請書（窓口配布または個人番号総合サイト掲載様式）のみの申請となります。  
 ②パソコンでデジタルカメラなどで顔写真を撮影し、申請をするパソコンにデータを保存。その後、申請用ウェブサイトで申請。  
 ③スマートフォンでスマートフォンのカメラで顔写真を撮影（必ず顔写真の確認を）。その後、交付申請書のQRコードをスマートフォンで読み取り、申請用ウェブサイトから申請。  
 ④またなかなどに設置されている証明用写真機（申請可能な証明用写真機に限る）に郵送された個人番号カード交付申請書を持参し、証明用写真機内のタッチパネルから申請。

\*サイトの利用にあたっては、以下の環境を推奨します。（利用で

きない場合もあります）

- ▼パソコン  
 windows 7/8.1(Internet Explorer 11)  
 Mac OS X 10.10(Safari 7.0)
- ▼スマートフォン  
 Android 2.3.4.0(デフォルトブラウザ)  
 Android 4.1(Chrome 41)  
 iOS 8.2(Safari 8.1)

Q個人番号カードの受け取りは？

A市民課・相良窓口課で交付します。申請者にハガキでカード交付通知書を郵送（転送不要）。通知書には、受け取りの際の必要事項が記入されています。

来庁時には、申請者一人一人顔認証システムによる本人確認や、必要書類の確認および暗証番号の入力をしてから交付になります。  
 ▼郵便局に転送の手続きをしている人は、通知書が配達されず市役所に返戻されます。長期入院や自宅改築（新築）、罹災のためやむを得ず一時的に転送の手続きをしている人は、市民課へ相談してください。（詳細は市ホームページ）

▼通知カード受け取りの通知書が届いている人で、受け取っていない人は、市役所（市民課・相良窓口課）で受け取ってください。

教育

地域の絆や防犯力を高める  
 軒先運動に参加しませんか

問い合わせ

社会教育課 石川 ☎(53) 2646

市では、軒先運動に参加して下さる人を募集しています。

軒先運動とは、子どもの登下校の時間に家の軒先に出て、「おはよう」「おかえり」など声を掛けたり、街頭に出て、家の周りや通学路などで子どもの姿を見守ったりする活動のことです。この活動を通して、地域の絆や防犯力を高めています。

参加者が実感した軒先運動の効果として、大きく次の4点があがっています。

- ①地域の子どもと顔見知りになり、コミュニケーションを取ることが出来る
- ②交通事故防止に役立つ
- ③早寝早起きの習慣が身に付く

④登下校の時間に合わせ散歩をすることで、健康増進になる  
 参加する皆さんは、下校時間に合せて、自宅前の花壇の手入れをする、通った子どもにあいさつをする、家の近くの横断歩道に横断旗を持って立つなど、活動を選択し、無理のないよう取り組むことができます。  
 また、参加者が声掛けをしても不審に思われないように、軒先運動参加者には、市から「のきさきジャンパー」を配布しています。皆さんも明日からのきさきジャンパーを着て、子どもの見守りをしませんか。申し込みは、社会教育課までお越しいただくか電話にてお願いします。



登下校中の子どもたちを見守る軒先運動